

避難者訴訟 第 21 回期日について

20170227 弁護士 笹山 尚人、鳥飼康二、山田大輔

1、第 11 回の本人尋問！檜葉・小高・広野・双葉・大熊・浪江に加え、川内村からも

平成 29 年 2 月 22 日に実施された避難者訴訟第 21 回期日は、原告本人尋問の第 11 回でした。尋問も、終盤に差し掛かってきました。

これまでと同様、よい法廷だったと思います。傍聴したみなさんもお疲れになったと思います。尋問を受けた 9 名の原告の方、そして担当弁護士のみなさん、お疲れ様でした！

前回に引き続き、1 号法廷と 2 号法廷にわかれ、1 号法廷で 5 名、2 号法廷で 4 名の本人尋問を実施しました。

各法廷での尋問原告、出身町、担当弁護士（主担当、副担当）は次のとおりでした。

（1）1 号法廷

- ①R さん（広野町）榎本、向川
- ②H さん（双葉町）清水、若生
- ③C さん（南相馬市小高区）島、吉田
- ④N さん（川内村）鈴木、市野
- ⑤I さん（南相馬市小高区）笹山、川口

（2）2 号法廷

- ①K さん（檜葉町）岸、市野
- ②M さん（大熊町）深井
- ③T さん（浪江町）広田、大木
- ④金井直子さん（檜葉町）向川

2、原告本人尋問の内容－第 1 号法廷－

（1）R さん（広野町）

R さんの話は、衝撃にあふれた内容でした。

離婚して事故当時中学 1 年の息子と小学 3 年の娘を働きながら育てていた R さんは、周囲の親族の手助けを得ながら、広野町で「静かに暮らしていました。」。この言葉に、まず R さんの失ったものの大きさを感じるのです。

原発事故後、各地の避難を転々とせざるを得なくなった R さんとその一家は、その過程で、二人のお子さんの不登校問題にぶつかってしまいます。そのことが、R さんの体調不良、R さんと R さんのお母さんの不和を招きます。また、仮設住宅の劣悪な環境が、子どもたちや R さんの体調にも悪影響を招いてしまいます。広野町出身者にはほかの双葉郡の地域に比べ賠償金が十分手当されて

いないにもかかわらず、同じ双葉郡ということで心無い言葉を浴びせられることもあります。

Rさんのお子さんは、現在も学校に行ったり、働いたりすることができていません。Rさんは言います。「子供たちの将来が心配です。こんな状態で職に就けるのか。将来生きていけるのか。」

まさに、原発事故が人生そのものを狂わせてしまった。このことの重さに、法廷中が言葉を失っていました。

(2) Hさん（双葉町）

Hさんは、全体として、震えて、泣きながら話をされる方でした。その前に話したRさんの話の影響もあったのかもしれませんが、Rさんの被害の辛さに、自らの境遇をも重ね合わせられていたのではないかと思われました。

Hさんの夫は、ほぼ双葉での生活をずっとなさってきた方であり、親戚や友だちがいるばかりでなく、友人たちと始めた事業が順調に機能している状況でもありました。

Hさんも、平成15年から双葉町に移り住み、夫婦で地域の人々と協力し合って生活をしていました。「ふるさととは生きていく上での心のよりどころ」という言葉をおっしゃいましたが、Hさん夫婦は、地域の人と交流し、子どもや孫が遊びに来る場所として、双葉町での生活を営んでおられました。

原発事故により、Hさんは職を失い、体調を崩しました。Hさんの夫の事業も実質的に閉鎖の状況に追い込まれました。職を探すためと治療のために、HさんとHさんの夫は2年もの別居生活を余儀なくされました。

「今は、安定した収入がなく不安ばかりだ。原発事故さえなければふるさとで平穏な生活を送れていた。帰れるものなら帰りたい。元に戻してほしい。」と涙ながらに訴えるHさんの言葉に、胸を打たれました。

(3) Cさん（南相馬市小高区）

Cさんは小高区生まれです。一時期を除き、ずっと小高区で生活をしてきました。

本件事故前、Cさんは、8LDKの家を建て、実母、妻、子三人と一緒に小高区で生活をしていました。

Cさんの実母は、近くに4人の妹が暮らしており、親しい親族と頻繁に交流していました。

本件事故が発生し、Cさん一家は、そのような生活を失い、避難することになりました。しかも、Cさんは、小高区の職員であったため、家族がばらばら

になってしまいました。

Cさん一家は、結局、小高区を離れ、遠く福岡県まで避難することになりました。

小高区に戻っても、会社もなく、人もいません。除染作業も手抜きでした。

今の状況では小高区には戻れない、戻ってもしょうがない。

避難でバラバラになったけれども、また家族一緒に暮らしたい。

そういう思いでの、やむをえない避難でした。

実母は避難生活の中で足を悪くしました。また、実母にとっては、福岡県には知っている人もいませんし、新しい友人を作ろうにも、福岡県の言葉もよくわかりません。

当然のことですが、小高区での生活と同等の生活が回復したわけではありません。

Cさん一家は、本件事故前は小高区というふるさとの中で、親しい家族と一緒に平穏な生活をしていました。また、そういう生活の中で将来設計を持っていました。本件原発事故は、その生活、将来設計のすべてを破壊しました。

Cさんは言います。

「原発事故は自分がやったことではないが、子どもたちに対しては、そういう環境に住んでいたということで申し訳ないという気持ちです。」

原発事故を起こした東電や国が責任を取らず、本来苦しむ必要のない避難者であるCさんが苦しんでいる。本人尋問では、そのような理不尽さが現れていました。

(4) Nさん（川内村）

Nさんは、本件原発事故当時、川内村の村会議員でした。

Nさんは幼少期から川内村の豊かな自然の中で育ってきました。幼少期には、父が山葡萄、はちみつ、キノコ、わらびその他の山菜を採ってきてくれました。

また、自生しているさくらんぼ、山梨、グミなどの果実も採っていました。

四季折々の姿は美しく、沿道の山吹の花、藤の花、秋のもみじ、雪がうっすら積もった木の枝など、Nさんは川内村の美しい自然を大切に感じていました。

。

そのため、Nさんは川内村を「自然環境保全村」にするという思いのもとに村会議員になりました。同じ志を持つ人たちと一緒に自然農法を取り入れた農法に取り組み始めた矢先、本件原発事故が発生しました。

本件原発事故で、川内村は放射性物質に汚染されました。川内村は自然豊か

で、その88%は山林です。しかし、その山林は除染されません。

川内村の豊かな自然は、放射性物質に、汚染されたままです。

自然農法を実践し、「自然環境保全村」を作ることも到底できません。

Nさんは、ふるさと川内村の素晴らしい豊かな自然を失い、また、その川内村の自然を生かす「自然環境保全村」という目標も失ってしまいました。

裁判の最後に、Nさんは東電への怒りを語りました。

「東電は真実を語っていません。東電は除染をすれば帰れるというのが、原発はまだ収束していません。もしまた地震が起きたら、どうなるのでしょうか。

東電は私たちの犠牲のもとに、利益を上げています。そんなことは許されません。事故を起こした以上、その責任を負わなければなりません。人間として、当然のことだと思えます。」

これは、原発事故の被害にあった方全員に共通する思いではないでしょうか。

(5) Iさん(南相馬市小高区)

Iさんは、福島県伊達市に生まれ、結婚を機に妻の実家がある小高区に土地を買い、家を建て、移住しました。

Iさんは子供が生まれれば、子どもが自然や地域の人たちと交流しながらのびのび生活し、成長してほしいという思いを持っていました。小高は、温暖な気候で、海も山も近く、また、近隣の人も暖かく、まさにその思いにかなう土地でした。

自宅の土地建物も広く、子どもたちはのびのびと成長しました。

妻は子育て仲間がいて、安心して子育てをしていました。

小高での子育ては、まさにIさんの人生の選択として、希望の通りのものでした。

しかし、本件原発事故により、Iさん一家は避難をせざるを得なくなりました。

Iさんは教師だったため、事故後2年間、赴任先の都合で、会津に避難した妻子と離れ、実家に避難しました。

この間、Iさんは、平日は実家で生活し、金曜日の夜に4時間かけて妻子の避難先に行き、日曜日の夜に子供たちを寝かしつけた後、3時間をかけて実家に戻るといった生活でした。

Iさんにとって、この生活は体力的に厳しいものでした。

また、事故当時9歳と3歳という年齢の子どもたちにとっては、お父さんとの交流できない日々を過ごすしなければなりませんでした。

長女は学校の友達とも離れ離れになってしまいました。

また、避難生活という過酷な生活のなかで、妻は一人で子育てをしなければなりませんでした。

原発事故によって、子育て仲間は全国に移住してしまいました。

小高にいれば、Iさん夫婦は、子育て仲間と一緒に、安心して子育てができたはずでした。

Iさん一家は、現在は会津若松市で生活していますが、小高での生活を忘れることはできません。しかし、放射能のことを考えると、小高に戻ることはできません。

本件原発事故は、Iさん一家の、小高町という地域、自然環境、人間環境の中での生活のすべてを奪い去ってしまいました。

Iさんは、本件原発事故があったために、避難先と赴任先を長時間かけて移動しなければなりませんでした。また、ほかにも、本件原発事故があったために、費やさなければならなかった時間がありました。こういう時間は、本件原発事故がなければ費やす必要がなかった「むなしい時間」です。

もし本件原発事故がなければ、Iさんはもっと子どもたちと接する時間があつたはずでした。

「この6年間でこういうむなしい時間がどれだけあつたか。できることなら6年前に戻してほしい。6年前から子育てをやり直したい。そうしていれば、子どもたちはどういう成長をしていたのだろうか。」

Iさんは本件事故後6年がたっても、そういう複雑な気持ちを抱かざるをえません。

3、原告本人尋問の内容－第2号法廷－

(1) Kさん（檜葉町）

Kさんは、中学卒業と同時に檜葉町へ転居し、建設作業員として働き始めました。最初は、檜葉町へ馴染めませんでした。次第に溶け込み、檜葉町はKさんにとって愛着ある故郷となりました。

また、Kさんは、自分で設計して建てた自宅について、「家族みんなで楽しく住めるように」、「居間は、家族全員で集まって団らんができる場所に」、「今まで暮らしてこれたのは先祖のおかげなので、居間の中心に仏壇を置きました。毎日、先祖に手を合わせて暮らしていいました。」と、自宅に込めた思いを語りました。自宅の近くには、長男家族が住んでおり、孫たちは、毎週末自宅へ泊りに来たり、平日の学校帰りに寄ったり、Kさんと孫たちは一緒に出

掛けたりと、家族の密接な触れ合い情景が語られました。

このような思い出が詰まった自宅を解体することになったときの気持ちを尋ねられたとき、「残念です・・・寂しく思います・・・」と語ったKさんの表情は、とても寂しそうでした。一方で、避難指示解除後の町内イベント「歩こう会」の話題になると、頬を緩ませて楽しそうに語るKさんの表情がとても印象的でした。檜葉町のことを想うと、楽しかった思い出が蘇るのでしょう。

さらに、Kさんの尋問では、証拠が残っていないケースについての東電の対応も取り上げられました。未登記建物の賠償について、地代支払いの領収書がなく地主から建物所有の証明ももらえなかった等の事情から、東電から、借地権を放棄するよう求められ、苦悩の末、応じてしまったのでした。これについて、Kさんは、「東電のやり方、あまりにも無責任。納得できない。」と憤りを語りました。

(2) Mさん (大熊町)

Mさんの尋問では、Mさんの自宅への思いが語られました。「マイホームは、仕事し始めてからの夢でした」、「庭を広くしたのは、庭いじり、植木、家庭菜園をしたかったから」、「長男の小学校卒業の記念に桜の木を植えました」、「子供も野菜の収穫を手伝ってくれました」など。そして、このような自宅での生活は、Mさんにとって、「自然とのふれあいを楽しんだり、収穫の喜びを感じたり、ストレス解消にも」という意義をもっていました。

ところが、自宅のあった土地は、中間貯蔵施設の予定地となったため、少なくとも30年間は戻れず、建物も解体される予定になりました。それについて、Mさんは、「(荒れた庭を見て) がっかり、今まで丹精込めて育ててきたのに・・・」、「絶望的な感じ、自分で建てた家なのに、臭いも汚れもひどく、再生は難しい。」と悔しそうに語りました。そして、このような状態であるにもかかわらず、一時帰宅して自宅を清掃していることについて、「自分で苦労して建てた家なので愛着があって、つついやってしまのです」と語りました。この「つつい」という表現が印象的で、Mさんのやり切れない思いが表われていました。

また、Mさんは、原発事故前、福島第一原発や柏崎刈羽原発で検査の仕事をしていました。その経験を踏まえて、「東電は安全神話をかかげてきましたが、その裏では、津波災害対策を全くと言っていいほどとってきませんでした。長年働いてきた者としては、裏切られた気持ちです。」と悔しそうに語りました。

(3) Tさん（浪江町）

Tさんは、東電社員として福島第一原発の現場で勤務しており、Tさんの口からは東電の無責任な体質をうかがわせるエピソードが複数語られました。

まず、3月11日の地震直後、現場にいたTさんは、点呼を受けた後、免震棟へ移動し、東電から「帰れる人は帰っていい」と言われたものの、原発の異常については何も知らされませんでした。翌3月12日にTさんが原発の異常を知ったのは、東電からではなく、義弟からの連絡でした。入社以来、原発は安全だと会社から言われていたTさんは、原発事故のことを聞かされても、にわかには信じることができなかつたそうです。

そして、3月21日、東電から「（現場に）出てこられるか」と連絡を受けましたが、どのような作業をすることになるのか、説明はありませんでした。Tさんは、放射線への恐怖は当然あったものの、責任感から、単身で避難先から現場に戻ることにしました。

危険な作業に従事したにもかかわらず、平成23年8月、東電から「避難に値しない」と言われ、賠償が打ち切られるという仕打ちを受けました。

また、Tさん家族は、避難先で、避難者であることや東電社員であることを知られないように息の詰まるような生活を強いられ、現在も幼い子供には、父が東電社員であることを伏せて生活しています。これについて、Tさんは、「相双の復興のために頑張っているのに・・・子どもへ本当のことを言えないことは悲しいです」と語りました。

このように、東電社員であることによる複雑な被害を受けているTさんですが、「東電を退職する意思はありません。仕事には誇りを持っています。相双の復興のために頑張りたいです。」と静かに語ったことが印象的でした。

(4) 金井直子さん（檜葉町）

金井さんは、両親の大熊町移住を機に、平成8年ころ、関東地方から檜葉町へ移住してきました。最初は戸惑いがあったものの、他所から移住してきた者だからこそ、あらゆる行事に顔を出して、溶け込むための努力をしました。PTA役員を引き受け、学校行事への参加、行政区内での活動、近所の友人とYOSAKOI踊り、ファミリーバンド結成など。このような努力が実を結び、金井さんは、周りに人から「檜葉の人より檜葉の人っぽい」と言われるまでになりました。

金井さんの尋問では、「大自然の中で伸び伸びと生活」、「近所の方と信頼関係があり、安全、安心の子育て」、「近所を歩けば『どことこの〇〇さん』とほとんどが顔見知り」など、「地域との一体性」や「相互扶助」といった「

故郷喪失」に関連する事項が多数取り上げられました。

金井さんにとって、檜葉の自宅は「家族の幸せの象徴」であって、一時帰宅した際に無残な自宅を目にした際に「（自宅が）可哀そう・・・」と語ったことが印象的でした。自宅に対する強い思いは、他の家族も同様で、金井さんの次男は「貸したり売るのであれば、檜葉の家は潰して更地にしてくれ・・・」と語ったそうです。

また、金井さんは、原告団役員として、避難者を代表してその苦しみを語りました。年月の経過と共に苦悩が変化することについて、「1年目は無我夢中、2年目は不安と葛藤、3年目、それでも先が見えない、4年目、もういい加減にして、5年目以降、絶望の中で歯を食いしばって・・・」、帰還するかどうかについて、「帰るかどうかの決断、それができないから辛いのです。いつまで経っても解決の糸口が見られないのです。そんな中で私たちは年だけをとって行くのです。5年先か、10年先か、この先わからない、あいまいな喪失なのです」と堰を切ったように涙ながらに語る金井さんの思いは、法廷全員に伝わったことでしょう。

そして、金井さんは、集団で裁判を戦っている意義について、「未曾有の原発事故、相手が巨大企業、とても個人で太刀打ちできません。被害には共通なものがあるからこそ、集団訴訟を皆さんと一緒に戦っているのです。」と述べ、「原発事故がなければ、裁判官も訪れた検証である現場に、私たちは住んでいたのです。それをわかって下さい。」「一番現場に近い裁判所で、正義の判決が出なければ、他の被害者はどうしたらいいのでしょうか。だから、（公正な判決を）期待しています。」と締めくくりました。

自らの被害だけでなく、原告団役員として避難者に共通する被害実態を強く訴えてくれた金井さんの尋問に、大いに勇気づけられました。

4、今後

(1) 除本尋問

今後は、2017年3月22日（水）、午後1時15分から、専門家証人の除本理史（よけもとまさふみ）大阪市立大学教授の証人尋問が実現します。

除本先生には、「ふるさと喪失とはどういうことか」を証言してもらう予定です。原告の各世帯にとって事情は様々ですが、原告のすべてが、人生設計を、生活を、収入を奪われ、人生を狂わされたこと、故郷を失ったことに変わりはありません。全員に共通するこの「ふるさと」の意義とその喪失について、すっきりまとめていただく尋問をする予定です。

多くの原告のみなさんに、傍聴していただき、除本先生を応援していただき

たいと思います。

(2) 第1陣訴訟のスケジュールは判決までほぼ固まる

そのあとは12回目、13回目の原告本人尋問。4月19日、6月21日と残すところあと2回です。これで第2次提訴までの原告団の世帯に関する尋問を終了します。

そして、第1陣訴訟は、10月11日に結審するという事で予定をしています。判決は、来年3月までを想定しています。

(3) 第2陣訴訟の動き

その間、第2陣の立証活動も行います。本日の進行協議で、当面2017年8月2日に第2陣に関する弁論期日を開くことが内定しました。これを皮切りに、2017年の秋以降は、第2陣に関する立証に入る予定です。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、尋問をはじめとする訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上